

別表第1 (第2条関係)

## さくら市保育園入園実施基準調査書

区分	実施基準	保護者の状況			指数	
			父	母		
1	就労 (月64時間以上)	外勤、自営業	月160時間以上の就労	10	10	
			月140時間以上の就労	9	9	
			月120時間以上の就労	8	8	
			月100時間以上の就労	7	7	
			月80時間以上の就労	6	6	
			月64時間以上の就労	5	5	
		内職		4	4	
2	就労予定	就労先決定	求職活動中で就労先が決定しているもの (上記区分1に該当するものから減点)	-1	-1	
		就労先未定	求職活動中	2	2	
3	妊娠・出産	出産前後3か月のもの				8
4	保護者の疾病等	疾 病	入院	おおむね1か月以上	10	10
			常時臥床	疾病のためおおむね1か月以上常時臥床	10	10
			精神性等	精神性、感染症の病気と特殊疾病	9	9
			一般療養	医師がおおむね1か月以上加療(安静)を要すると診断したもの	7	7
			その他	比較的軽症であるが、定期的通院等を要するもの	5	5
		障がい	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳Aまたは同程度			10
			身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳Bまたは同程度			7
5	親族の介護・看護等	入院付き添い	おおむね1か月以上親族の入院の付き添いにあたっているもの	就労時間に準じる	就労時間に準じる	
		居宅介護	重度障がい者、要介護5・4の高齢者等の全介護	10	10	
			常時観察と介護(食事・排泄・入浴等)を必要とする場合	7	7	
			上記以外の程度	5	5	
		心身障がい児介護	心身障がい児等の介護、通園、通院、通学等にあたっているもの	就労時間に準じる	就労時間に準じる	
6	家庭の災害等		災害で損なわれた居宅等の復旧にあたる場合	10	10	
7	就学・技能習得		就学・技術習得のために保育にあたれない場合	就労時間に準じる	就労時間に準じる	
8	虐待・DV		虐待・DVのおそれがある場合			20
9	その他		保護者(父・母)が行方不明、拘禁等	10	10	

さくら市保育園利用調整基準調査書

区分	調整基準			指数			
1 児童の状況	父母が仕事をしながらみている（同伴就労）※外勤に限る			1			
	就業先の事業所内託児施設で保育中	(施設名)	市町村名	1			
	企業主導型保育事業所で保育中	(施設名)	市町村名	1			
	祖父母以外の親類に日々依頼	(保育者名)	続柄 市町村名	1			
	他人に日々依頼（一時預かり事業含む）	(保育者名)	市町村名	2			
	認可外保育施設に入園中	(施設名)	市町村名	2			
	産休・育休期間中で、直ちに復職を希望している			3			
	保育園入園中で、さくら市転入のため転園申請			2			
	保育園入園中で、転居・希望保育園入園のため転園申請 (転居・転職・きょうだい別園に伴う転園希望の場合は更に+1)			1 (+ 1)			
	児童が長期入院等に伴い一度退所し、再度保育を必要とするため1年以内に同じ園を希望			1			
	低年齢保育所等（氏家さくら保育園、ちびっこランドさくら園、ゆうゆうランド さくら園、つくし保育園、他管外保育園）の卒園児童		(※1)	5			
	児童に障害があり、優先的に集団の保育を受けるのが望ましい			5			
2	同居の親族の状況	6歳未満の祖父母等の親族が同居またはさくら市内に居住していて保育の手助けができる場合			- 1		
3 きょうだいの状況	兄弟姉妹が入園中、同一施設または姉妹園、連携施設に入園申請 (希望順位が第1希望の場合更に+2)			3 (+ 2)			
	きょうだい同時入園申請のうち、下の子の産休・育休からの復職のため上の子も申請			3			
	多胎児の同時入園申請（同一施設希望）			3			
	下の子を家で保育可能			- 1			
4 世帯の特殊事情 (重複しないこと)	両親がいない			5			
	ひとり親家庭			1 5			
	保護者が市外で単身赴任中の世帯			1			
	生活保護世帯			5			
	失業（世帯の生計中心者の失業・倒産により就労の必要性が高い場合）			2			
5	父母の勤務先	保護者が保育士・幼稚園教諭・保育教諭として市内の保育所等に勤務している (転園申請は除く)			(※2) 6		
6 その他	保育料の滞納（卒園した兄弟姉妹を含む）があり、納付相談に応じないまたは納付約束を履行しない世帯			- 1 0			
	危険性又は緊急性が非常に高く、特別な配慮が必要と認められる世帯			(※3) 1 ~ 2 0			
	市長が認める状況			1 ~ 1 0			
備考							
※1 3歳未満児を対象とする低年齢保育所等において保育を受けていた子どもが円滑に卒園後も継続して保育を受けることができるようするため、低年齢保育所等の卒園児童である場合に加点する。							
※2 保育士等不足解消のため、保育士・幼稚園教諭・保育教諭として保育所等に勤務する場合に加点する。							
※3 「特別な配慮」とは、児童福祉の観点から適切な保育の実施が必要であると認める特別な事情がある場合に適用する。 例) 過去に虐待や児童相談所等による保護の経緯があるなど、児童の心身に危険が及ぶ可能性が高く、社会的養護が必要な場合							